

感染症罹患による欠席報告書

長浜市立速水小学校

年 組 (氏名)

発病した日 (1)	令和 年 月 日 (インフルエンザの場合、発熱、倦怠感（体のだるさ）、筋肉痛などがみられた日)
医療機関受診日	令和 年 月 日
受診した医療機関 (病院・医院の名称)	病院・医院・クリニック・診療所
診断された病名	(インフルエンザの場合：A型・B型・医師の臨床診断)
症状がなくなった日 (2)	令和 年 月 日 (インフルエンザの場合は、解熱した日)
学校を欠席した期間	令和 年 月 日 から <u>(土・日曜日も含めて)</u> 月 日 まで
補足事項 (医師からの指導事項等)	自宅療養が必要な期間 インフルエンザの場合、(1)の翌日から5日以上、かつ(2)の日から2日以上経過するまで コロナ感染症の場合、(1)の翌日から5日以上、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

医師の指導に従い、学校を欠席（自宅療養）したことを報告します

長浜市立速水小学校長 様

令和 年 月 日

保護者氏名

押印又は署名

主な「学校において予防すべき感染症」の出席停止基準

学校保健安全法施行規則・第19条 (出席停止の期間の基準)

「出席停止」の目的

【感染を広げないため】

“病原体を多量に排泄しており他人へ病気をうつしやすい期間”であること

から、集団の場での感染症の流行を防止するために行います。

病名	出席停止基準
新型コロナウイルス 感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを示します。)
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください。)
風しん	発しんが消失するまで (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください。)
水痘 (みずぼうそう)	<u>すべての</u> 発しん (水疱) が痂皮化する (かさぶたになる) まで (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください。)
咽頭結膜熱	主要症状 (発熱、咽頭痛、結膜充血) が消退した後2日を経過するまで

《日にちの数え方》 ○○した後 △日を経過するまで…という記載の場合

○○と言う事象がみられた日を「0」日目と起算し、翌日から1日目、2日目と数えます。

《出席停止の手続きの流れ》

(1) 医師から感染症の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡をお願いします。

(2) 医師の診断に従い、必要な期間、治療と休養を十分にとってください。

(出席停止期間は、欠席扱いになりません。)

(3) 登校する際は、医師の指示に従って登校してください。

(保護者等の判断による登校はご遠慮ください。)

(4) 「感染症罹患による欠席報告書」に必要事項を記入していただき、登校時にご提出ください。

※医療機関による証明書の提出は不要です。